

産業情報システムの再構築及び保守・運用業務に係る
公募型プロポーザル手続き開始の公示

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和5年8月7日

公益財団法人広島市産業振興センター 理事長

1 業務概要

(1) 業務名

産業情報システムの再構築及び保守・運用業務

(2) 業務内容

別紙「産業情報システムの再構築及び保守・運用委託業務基本仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおりに。

(3) 履行期間

ア 産業情報システムの再構築

契約締結の日から令和6年2月29日まで

ただし、仕様書別紙3「機能要件一覧」項番47の企業側でのメンテナンス機能については令和6年3月31日まで

イ 産業情報システムの保守・運用

令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

(4) 委託料の上限額

25,382,485円（消費税及び地方消費税を含む）

産業情報システムの再構築	14,805,028円
産業情報システムの保守・運用	9,202,457円
英語版ページ作成・更新	1,375,000円

(5) 履行場所

広島市西区草津新町一丁目21番35号

(6) 事業担当課

公益財団法人広島市産業振興センター 中小企業支援センター創業支援担当

〒733-0834 広島市西区草津新町一丁目21番35号（広島ミクシス・ビル2階）

TEL：082-278-8032 FAX：082-278-8570

E-mail：shinko@ipc.city.hiroshima.jp

2 受託候補者の特定方法

公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を特定する。

公募型プロポーザルの手続き等の詳細については、別紙「産業情報システムの再

構築及び保守・運用業務に係る公募型プロポーザル説明書（以下、「プロポーザル説明書」という。）による。

3 公募型プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下に示す要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則（昭和39年規則第28号）第2条の規定に該当していない者であること。
- (2) 広島市競争入札参加資格の「令和5・6・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-04 広報・宣伝」または「30-06 情報処理（コンピュータ関連）」に登録されている者であること。
- (3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 公示の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (5) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）
 - イ 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

4 公募型プロポーザル説明書等の配布方法等

(1) 配布期間

公示日から令和5年8月18日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日（振替休日を含む。）を除く日の午前8時30分から午後5時まで。

(2) 配布場所

〒733-0834

広島市西区草津新町一丁目21番35号（広島ミクシス・ビル2階）

公益財団法人広島市産業振興センター 中小企業支援センター創業支援担当

電話082-278-8032

※ プロポーザル説明書等は、広島市産業振興センターホームページからダウンロードすることができる。

（ホームページ（<https://www.ipc.city.hiroshima.jp/>）のトップページ左の「一般競争入札情報」→「入札情報」）

5 公募型プロポーザル参加資格確認申請書の提出

(1) 提出書類

本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）及び必要な添付書類を提出し、参加資格の審査を受けること。

(2) 提出期限

公示日から令和5年8月18日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日（振替休日を含む。）を除く日の午前8時30分から午後5時まで。

(3) 提出場所

前記1(6)の事業担当課

(4) 提出方法

持参又は郵送（配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(5) 参加資格の確認及び審査結果の通知

プロポーザル参加資格の有無については、令和5年8月18日（金）を基準として、上記(1)により提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書等により確認し、審査結果を応募者に速やかに書面にて通知する。

6 仕様書等の内容に関する質問の受付と回答

(1) 質問の受付

仕様書等の内容に関する質問は次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

公示日から令和5年8月16日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日（振替休日を含む。）を除く日の午前8時30分から午後5時まで。

イ 提出場所

前記1(6)の事業担当課

ウ 提出方法

仕様書等に関する質問書（様式4）に記入の上、電子メール又はファックスで提出すること。提出に当たっては、質問書が提出場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。

(2) 質問に対する回答

質問者に直接回答し、広島市産業振興センターホームページ（前記4(2)の配布場所と同様）に掲載する。

7 企画提案書等の提出期限並びに提出場所及び方法

(1) 提出期限

令和5年8月25日（金）午後5時まで

(2) 提出場所

前記 1 (6)の事業担当課

(3) 提出方法

持参（土曜日、日曜日及び祝日（振替休日を含む。）を除く午前 8 時 3 0 分から午後 5 時の間に提出すること。）又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）にて提出すること。

8 その他

- (1) 本プロポーザル手続きにおいて使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本通貨に限る。
- (2) 応募に参加する者に必要な資格を有しない者の応募は無効とする。
- (3) 提案書等の提出書類の内容に虚偽があることが判明した場合の応募は無効とする。
- (4) その他、詳細はプロポーザル説明書による。